

職 能 第 9 2 6 号
令和 7 年 3 月 21 日

広島県職業能力開発審議会会長 様

広 島 県 知 事



公共職業訓練のあり方について（諮問）

このことについて、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 91 条第 1 項の規定によって、貴審議会の意見を求めます。

諮 問

本県の公共職業訓練のあり方について次のとおり、調査・審議を求めます。

（1）公共職業訓練の今後のあるべき姿・役割

公共職業訓練を取り巻く環境を踏まえ、本県が運営する公共職業能力開発施策の今後のあるべき姿や役割をどう考えるか。

（2）適正な実施体制

（1）の議論を踏まえて整理したあるべき姿や、役割を果たすための適正な実施体制（施策の実施手法や地域等）をどう考えるか。